

# 高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想 検討委員会

## 第4回委員会

平成28年10月31日

# 目次

---

第3回委員会での指摘事項と対応	.....	1
1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測	.....	3
2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模	..	36
3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成	..	47
4 候補地選定手法	.....	55
5 報告書骨子(案)	.....	58

# 第3回委員会での指摘事項と対応

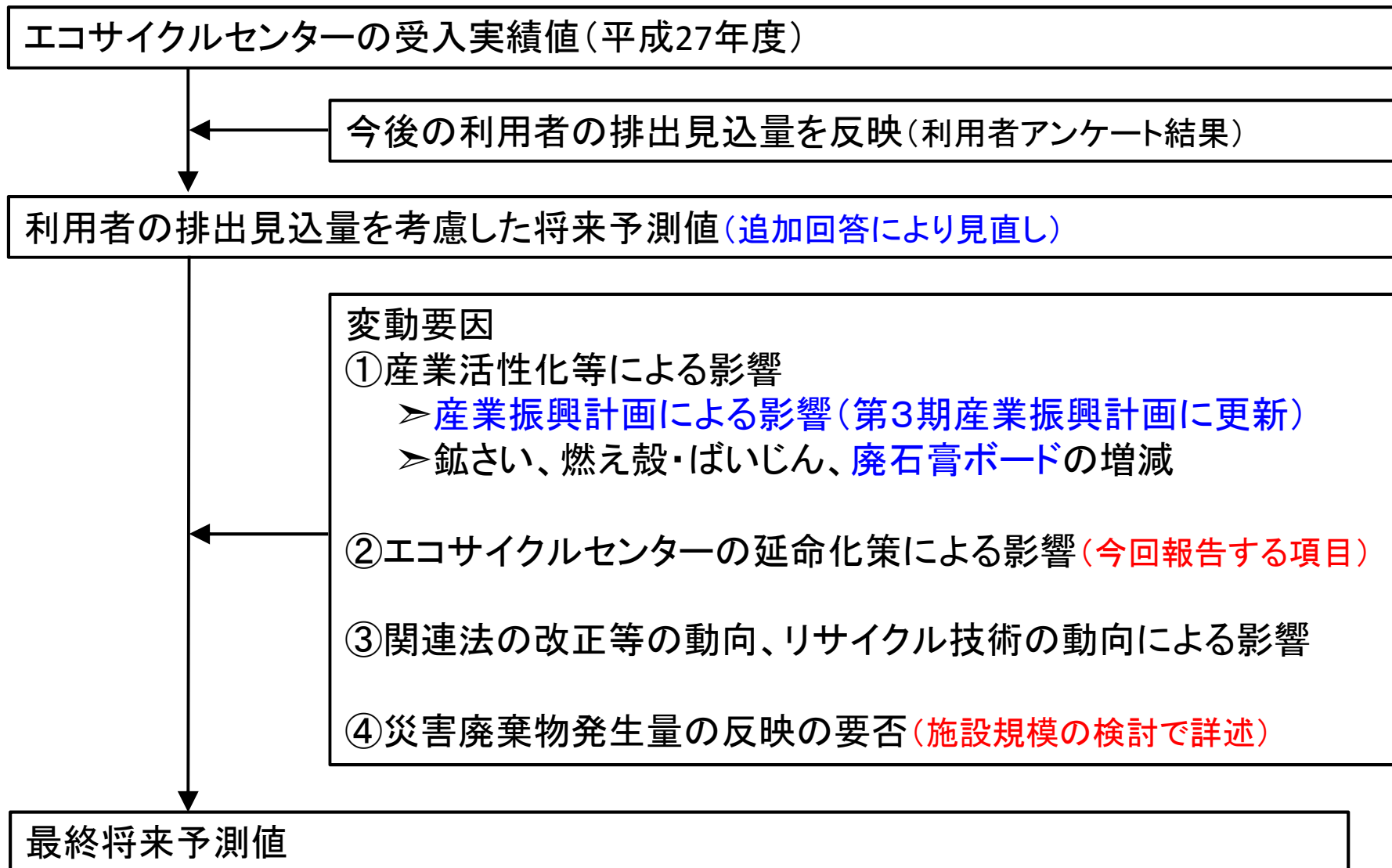
項目	指摘事項(要約)	対応	備考
将来予測について	<p>利用者の排出見込量と産業活性化等による影響は、二重に評価してしまう可能性があるのではないか。</p> <p>将来予測については、幅を持たせる方法がよいのではないか。</p>	<p>将来予測の考え方について整理し、変動幅を考慮した将来予測を行いました。</p>	p4、5
	<p>平均値による見込みは特異的な要因を考慮しているため、幅を組み込むのは無理があるのではないか。</p> <p>幅を持たせるものと持たせないものを整理したほうがよいのではないか。</p>		
	<p>廃石膏ボードの排出量は、平成42年度では現状の2倍くらいになる見込みであるが少し多すぎるように感じる。</p> <p>解体されていく棟数の増加が廃石膏ボードの増加の原因であるとしているが、建築統計等から解体棟数の推移を確認したほうがよいのではないか。</p>		

## 第3回委員会での指摘事項と対応

項目	指摘事項(要約)	対応	備考
延命化策について	都道府県調査結果として、延命化策を検討した都道府県の状況を示してもらったが、検討していない都道府県の理由等も確認してみてはどうか。	延命化策を検討していない都道府県の理由を確認しました。	p15
	個々の事業者から排出された廃棄物をエコサイクルセンターで集約(保管)させた後に、リサイクル施設へ排出するという流れのような仕組みはできないか。	エコサイクルセンターを保管施設として利用することが可能かどうか、検討しました。	p20

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (1) 将来予測の手順

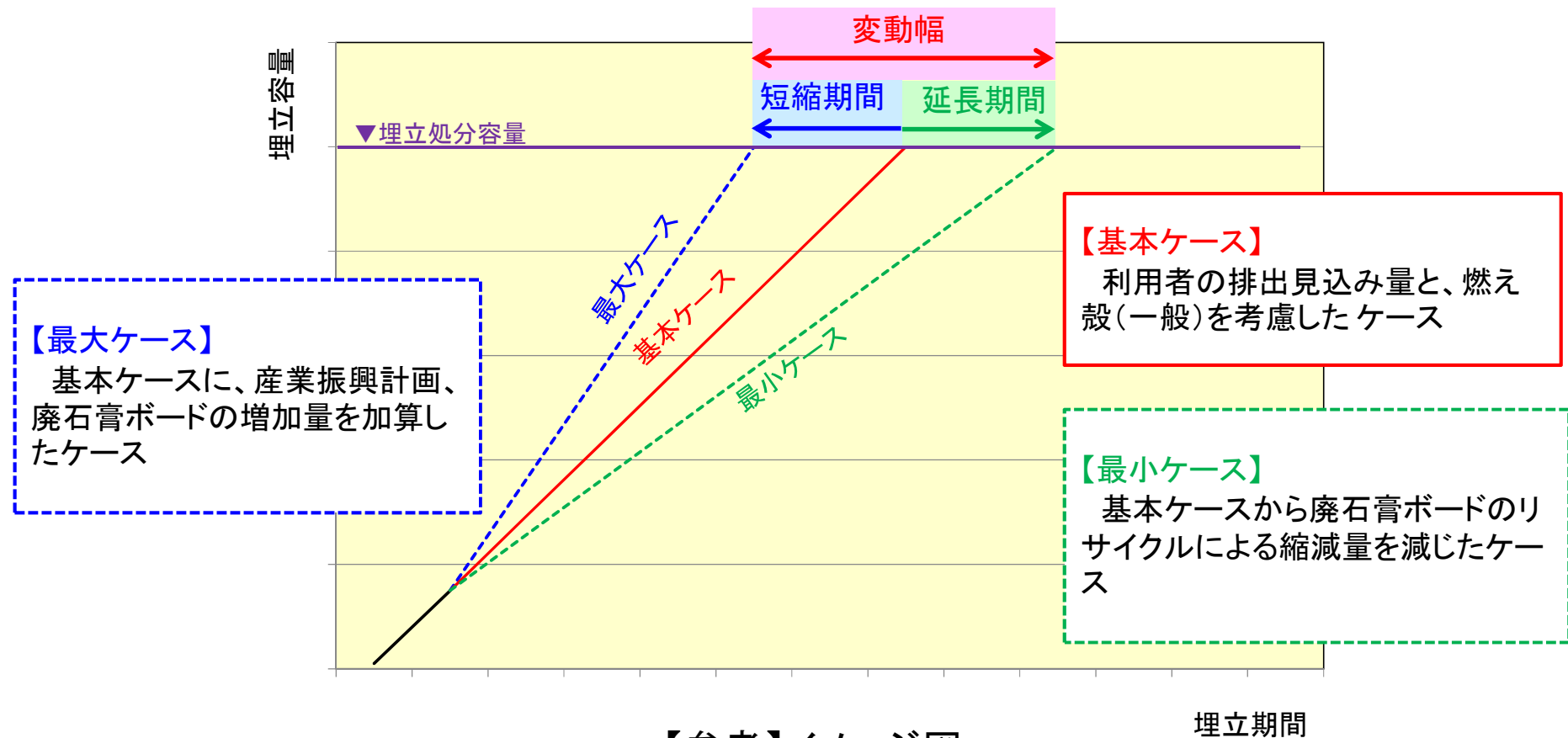


# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (2) 将来予測の考え方

### ア 変動幅を考慮した将来予測(イメージ)

将来予測は、将来的に変動の可能性のある複数の要因を組み合わせた変動幅(将来予測値が最大、最小となるケースを想定)を考慮する。

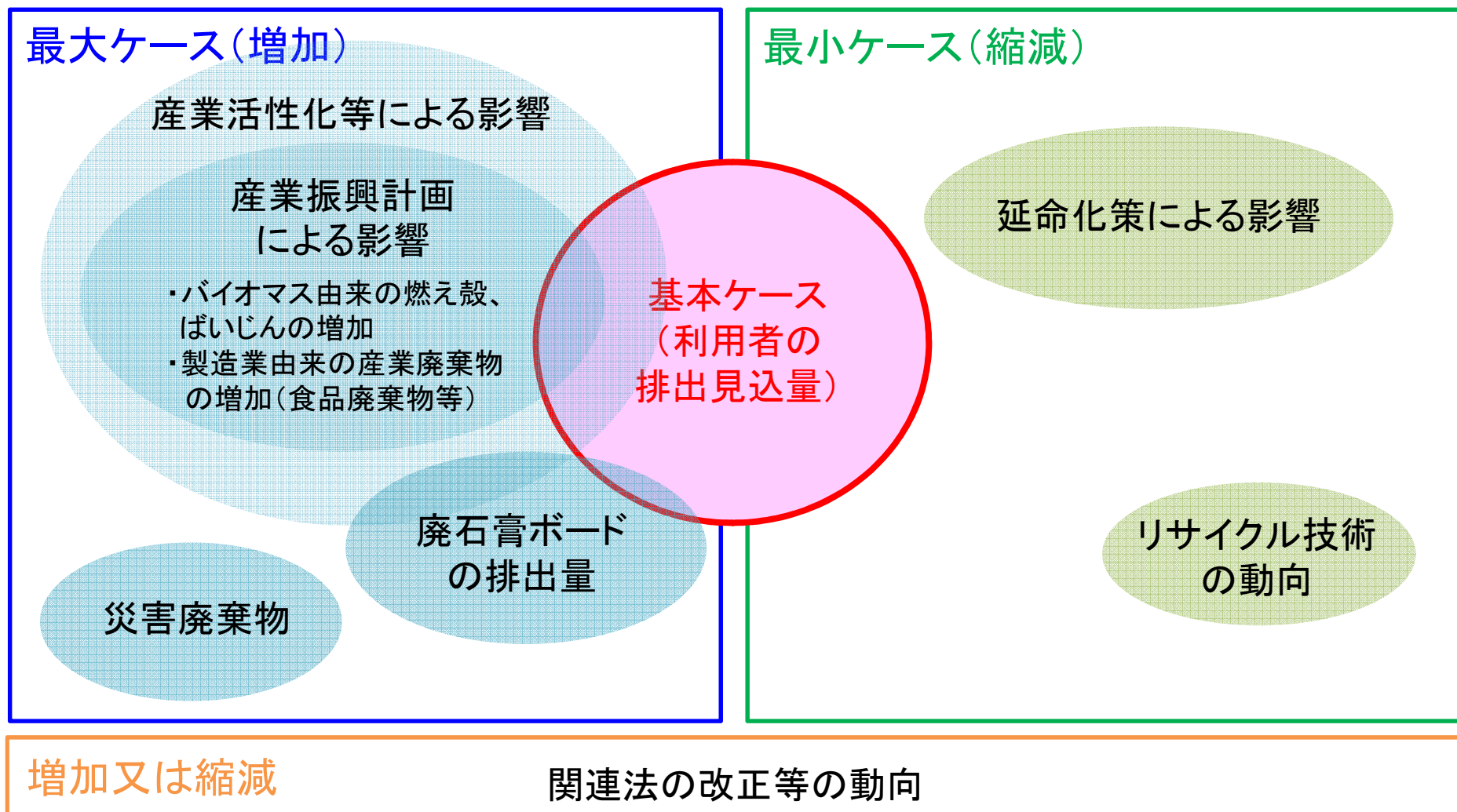


【参考】イメージ図

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (2) 将来予測の考え方

### イ 変動要因の整理



※各要因が重なっている箇所については二重計上にならないようにする。

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (3) 将来予測(基本ケース)

### ア 利用者アンケート調査結果

回答数 : 93社(回答率:約54%)

第2回委員会(回答77社)後に、回答のあったものを追加し、更新

※回答93社のエコサイクルセンターへの排出量は、埋立実績(H23.10~H27.3)の97.5%を占めている。

【単位:t/年】

		実績値	将来予測値		
		平成27年度	平成32年度	平成37年度	平成42年度
管理型産業廃棄物	燃え殻	3,136	3,324	3,324	3,324
	ばいじん	418	493	493	493
	汚泥(無機性)	30	25	25	25
	鉱さい	4,801	5,329	5,329	5,377
	廃石綿等	44	52	55	58
	廃石膏ボード	3,112	3,174	3,143	3,143
	建設混合廃棄物	21	22	23	24
	小計	11,562	12,419	12,392	12,444
燃え殻(一般)		651	615	577	549
<b>合計(基本ケース)</b>		12,213	<b>13,034</b>	<b>12,969</b>	<b>12,993</b>

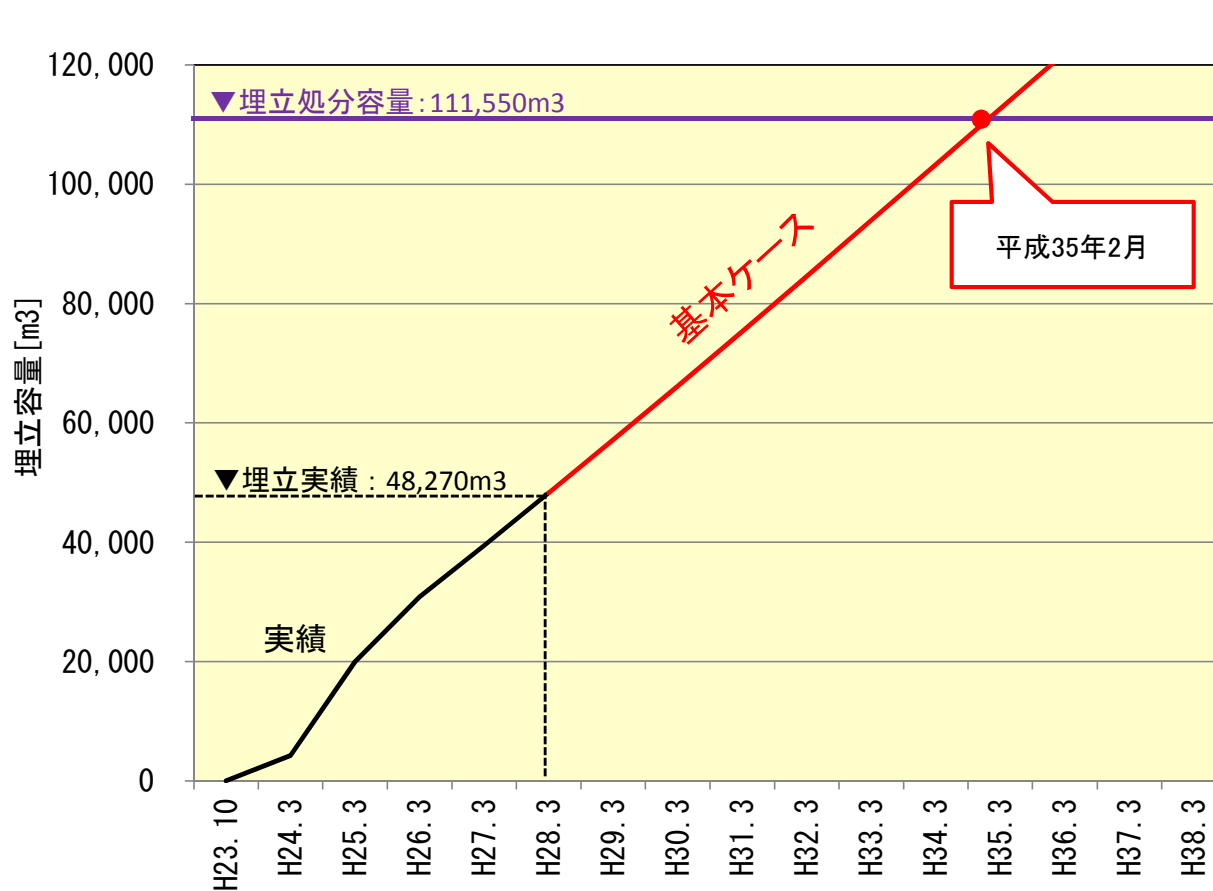
計算過程については、資料2(p1)を参照。



# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (3) 将来予測(基本ケース)

### イ 埋立終了時期の見通し



【単位:m<sup>3</sup>】

	実績値	基本 ケース
H23.10	0.0	
H24.3	4,269	
H25.3	15,717	
H26.3	10,845	
H27.3	8,640	
H28.3	8,799	
H29.3		8,905
H30.3		9,024
H31.3		9,142
H32.3		9,261
H33.3		9,377
H34.3		9,368
H35.3		9,358

重量(t)を容量(m<sup>3</sup>)に換算

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (4) 将来予測(最大ケース)

### ア 産業振興計画の影響

- 第2期産業振興計画(第3回委員会で提示)に基づく見込量を、第3期産業振興計画による見込量に更新。
- 産業振興計画の影響は、基本ケースからの増加量のみを考慮する。
  - ⇒基本ケース  $\geq$  産業振興計画による見込量 : 影響なし(増加量=0)
  - ⇒基本ケース  $<$  産業振興計画による見込量 : 影響あり

【単位:t/年】

	将来予測値		
	平成32年度	平成37年度	平成42年度
第3期産業振興計画による見込量 (①)	11,915	12,317	12,789
基本ケース (②)	12,419	12,392	12,444
産業振興計画の増加量 (①-②)	0	0	345
(参考)			
第2期産業振興計画による見込量 (第3回委員会で提示)	11,963	12,305	12,659

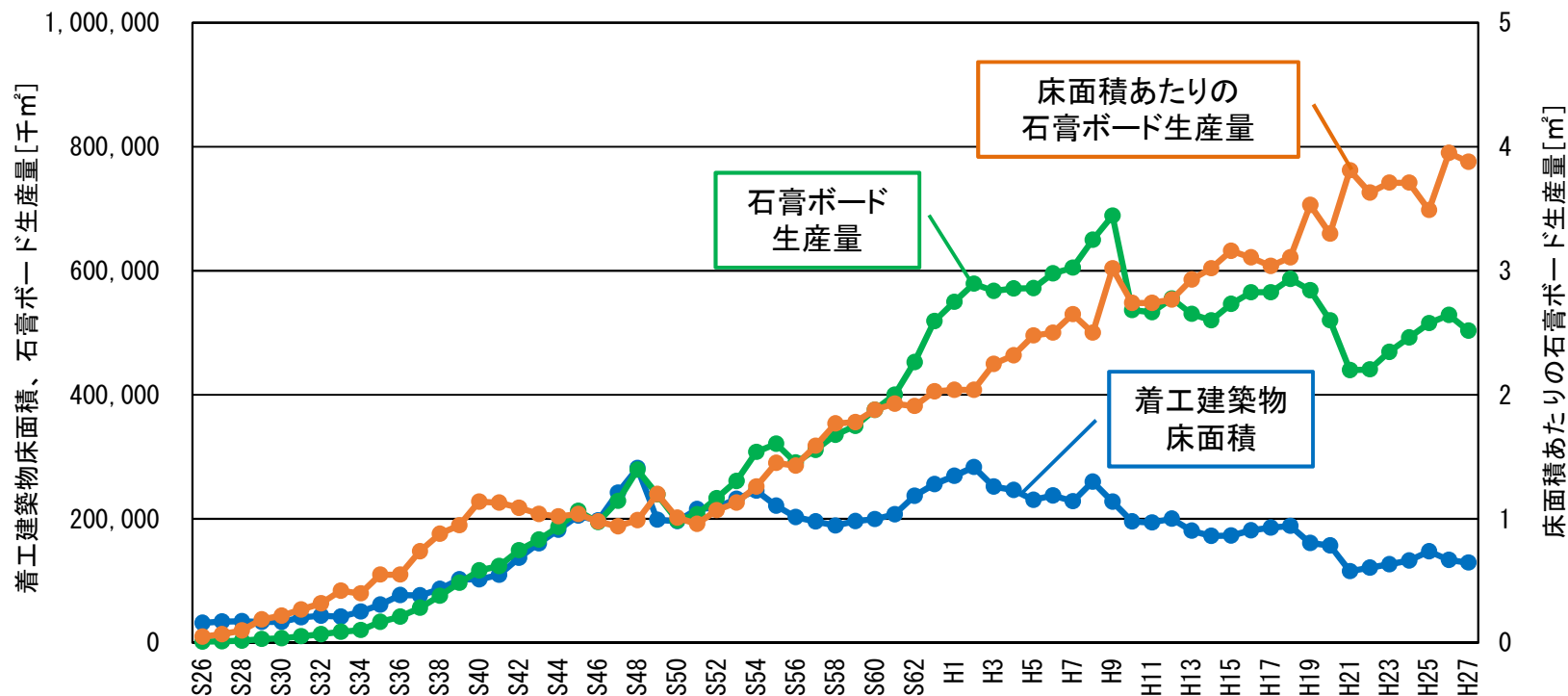
計算過程については、資料2(p3)を参照。

基本ケースからの増加量を加算する

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (4) 将来予測(最大ケース)

### イ 廃石膏ボードの排出量 — 着工建築物床面積と生産量 —



出典) 石膏ボード生産量: 石膏ボードハンドブック((一社)石膏ボード工業会)

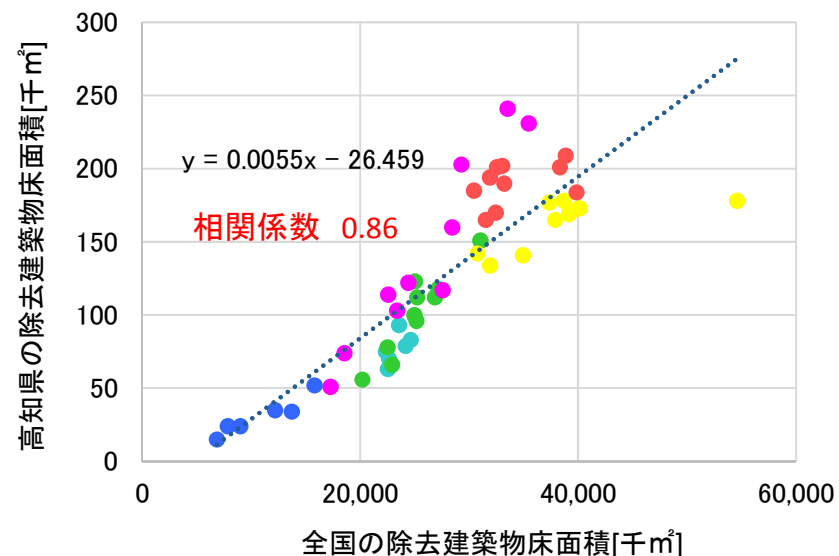
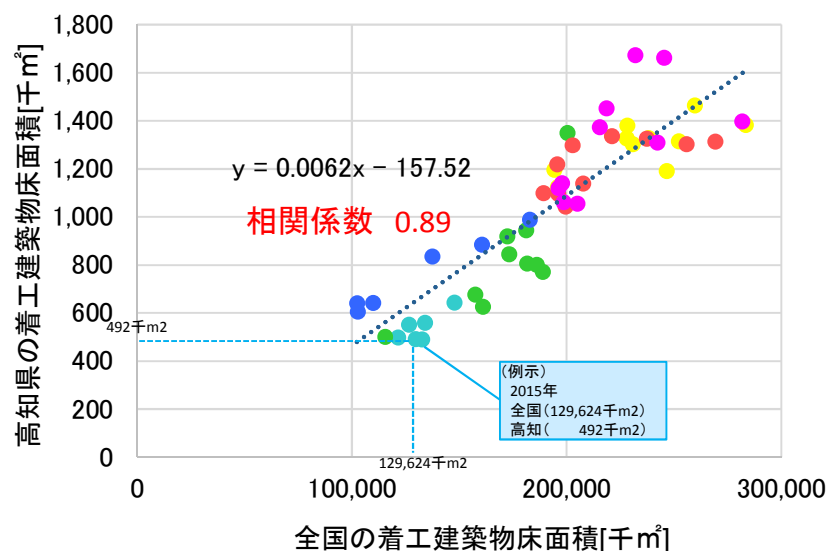
着工建築物床面積: 建設統計年報(国土交通省)

- 床面積あたりの石膏ボード生産量(≒使用量)は、増加傾向で推移している。  
⇒建築物の解体に伴う廃石膏ボードの排出量は、増加が見込まれる。

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (4) 将来予測(最大ケース)

### イ 廃石膏ボードの排出量 — 全国と高知県の関係 —



● 1964年～1969年    ● 1970年～1979年    ● 1980年～1989年    ● 1990年～1999年    ● 2000年～2009年    ● 2010年～2015年

出典)着工建築物床面積(S39～H27年)、除去建築物床面積(S39～H27年):建設統計年報(国土交通省)

・着工建築物及び除去建築物床面積ともに全国と高知県の値は、高い相関がある。

⇒高知県は、全国と同様の傾向で今後も推移すると見込まれる。

【参考:相関係数の大きさ】

$1.0 \geq  R  \geq 0.7$	:高い相関がある
$0.7 \geq  R  \geq 0.4$	:かなり相関がある
$0.4 \geq  R  \geq 0.2$	:やや相関がある
$0.2 \geq  R  \geq 0.0$	:ほとんど相関がない

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (4) 将来予測(最大ケース)

### イ 廃石膏ボードの排出量 — 廃石膏ボードの増加量の設定 —

#### 【第2回委員会で提示】

- ・全国の廃石膏ボード排出量は、将来的に増加すると見込まれる。
- ・廃石膏ボードの排出量は、石膏ボードを使用した住宅が順次解体されるものとして算出。(空き家率は考慮されていない。)
- ・廃石膏ボードの排出量は、全国値に対する高知県の割合を基に算定する。

#### 【今回、提示】

- ・空き家率を考慮しない場合と、空き家率を考慮した場合を比較する。
- ・廃石膏ボードの増加量は、基本ケースからの増加量のみを考慮する。
  - ⇒基本ケース  $\geq$  廃石膏ボードの搬入見込量 : 影響なし(増加量=0)
  - ⇒基本ケース  $<$  廃石膏ボードの搬入見込量 : 影響あり

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (4) 将来予測(最大ケース)

### イ 廃石膏ボードの排出量 – 廃石膏ボードの増加量の設定 –

【単位:t/年】

		将来予測値		
		平成32年度	平成37年度	平成42年度
廃石膏ボードの 搬入見込量 (①)	空き家率を考慮しない場合 (第2回委員会で提示)	4,108	5,197	6,286
	空き家率を考慮した場合	3,677	4,646	5,620
基本ケース (②)		3,174	3,143	3,143
廃石膏ボードの 増加量 (①-②)	空き家率を考慮しない場合 (第2回委員会で提示)	<b>934</b>	<b>2,054</b>	<b>3,143</b>
	空き家率を考慮した場合	<b>503</b>	<b>1,503</b>	<b>2,477</b>

計算過程については、資料2(p5)を参照。

空き家率は、別荘、賃貸用住宅等を除いた空き家率(10.6%)を用いた。

- ・空き家対策ガイドライン(H28策定予定)による空き家対策の実施。
- ・南海トラフ地震対策による建造物の耐震化が進む。

空き家率を考慮しない場合を最大ケースとして加算する

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (4) 将来予測(最大ケース)

### ウ 将来予測結果

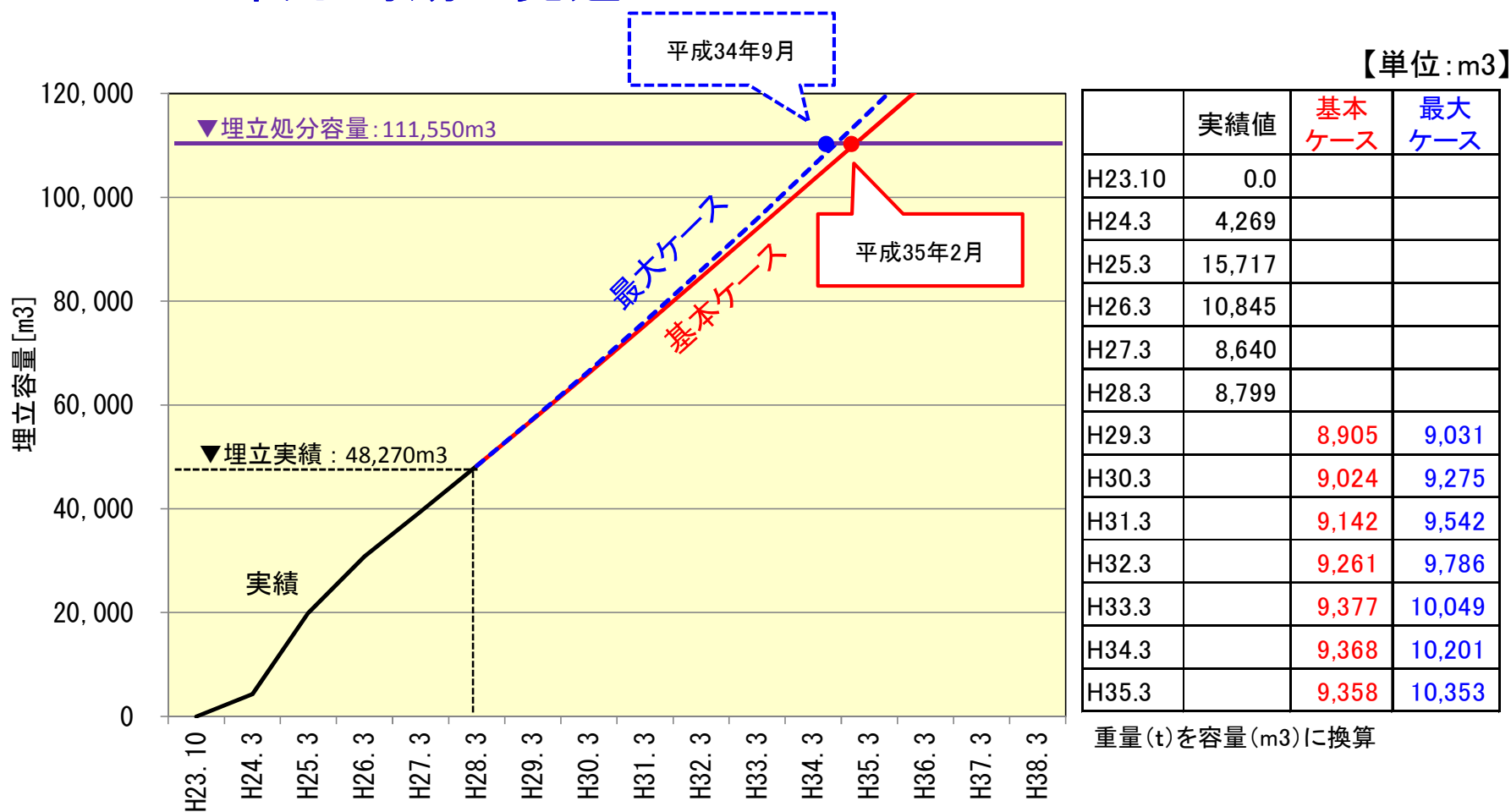
【単位:t/年】

		実績値	将来予測値		
		平成27年度	平成32年度	平成37年度	平成42年度
基本ケース	燃え殻	3,136	3,324	3,324	3,324
	ばいじん	418	493	493	493
	汚泥(無機性)	30	25	25	25
	鉱さい	4,801	5,329	5,329	5,377
	廃石綿等	44	52	55	58
	廃石膏ボード	3,112	3,174	3,143	3,143
	建設混合廃棄物	21	22	23	24
	小計	11,562	12,419	12,392	12,444
	燃え殻(一般)	651	615	577	549
	合計 (①)	12,213	<b>13,034</b>	<b>12,969</b>	<b>12,993</b>
増加要因	産業振興計画の影響量 (②)	-	0	0	345
	廃石膏ボードの増加量 (③)	-	934	2,054	3,143
<b>最大ケース (①+②+③)</b>		-	<b>13,968</b>	<b>15,023</b>	<b>16,481</b>
<b>増加率 (最大ケース/基本ケース)</b>		-	<b>7.2%増加</b>	<b>15.8%増加</b>	<b>26.8%増加</b>

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (4) 将来予測(最大ケース)

### エ 埋立終了時期の見通し

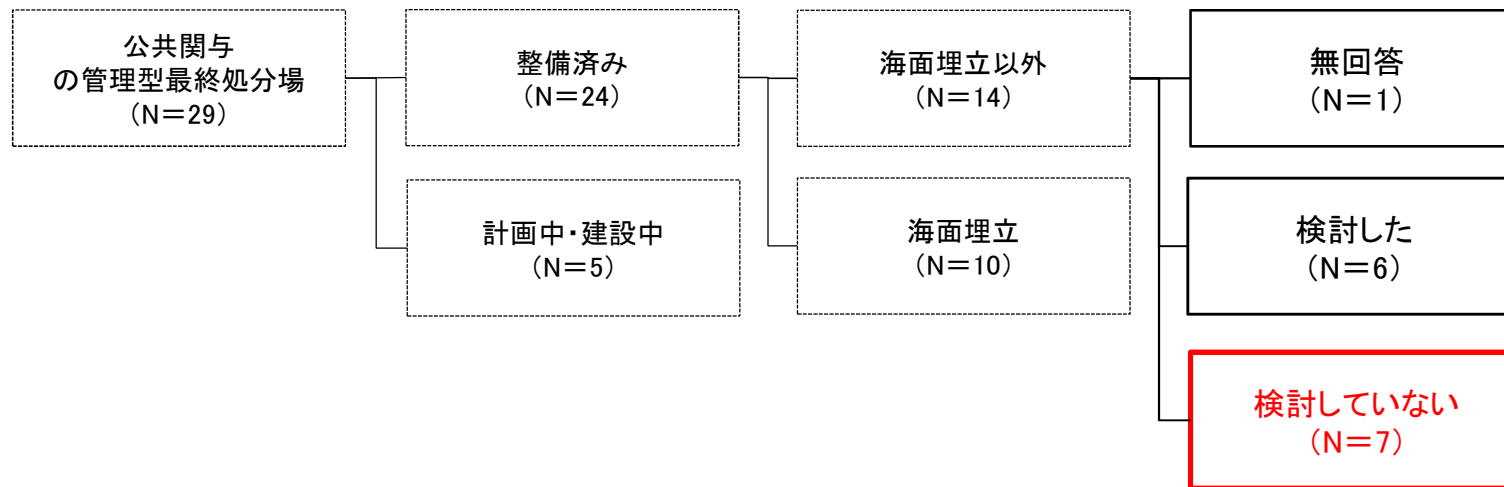




# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 — 都道府県調査 —



#### 【延命化策を検討していない理由(近年施設が稼動したばかりの2県を除く)】

- ・市町村における焼却灰溶融施設の稼働やセメント原料化等の影響により、埋立量が減少しているため。
- ・これまでの埋立実績の状況から、埋立計画の想定範囲内であるため。
- ・埋立計画より埋立が進捗していないため。
- ・延命化を検討する状況にないため。
- ・残余容量が十分に確保できているため。

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —延命化策の整理—

#### 受入量を削減する方法

- ①産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進

鋳さい、燃え殻、廃石膏ボードのリサイクル

#### (エコサイクルセンターの延命化策)

#### 新たに埋立容量を確保する方法

- ②埋立て済み廃棄物の圧縮
- ③埋立て済み廃棄物の再処理
- ④施設の拡張

#### その他の方法

- ⑤産業廃棄物税

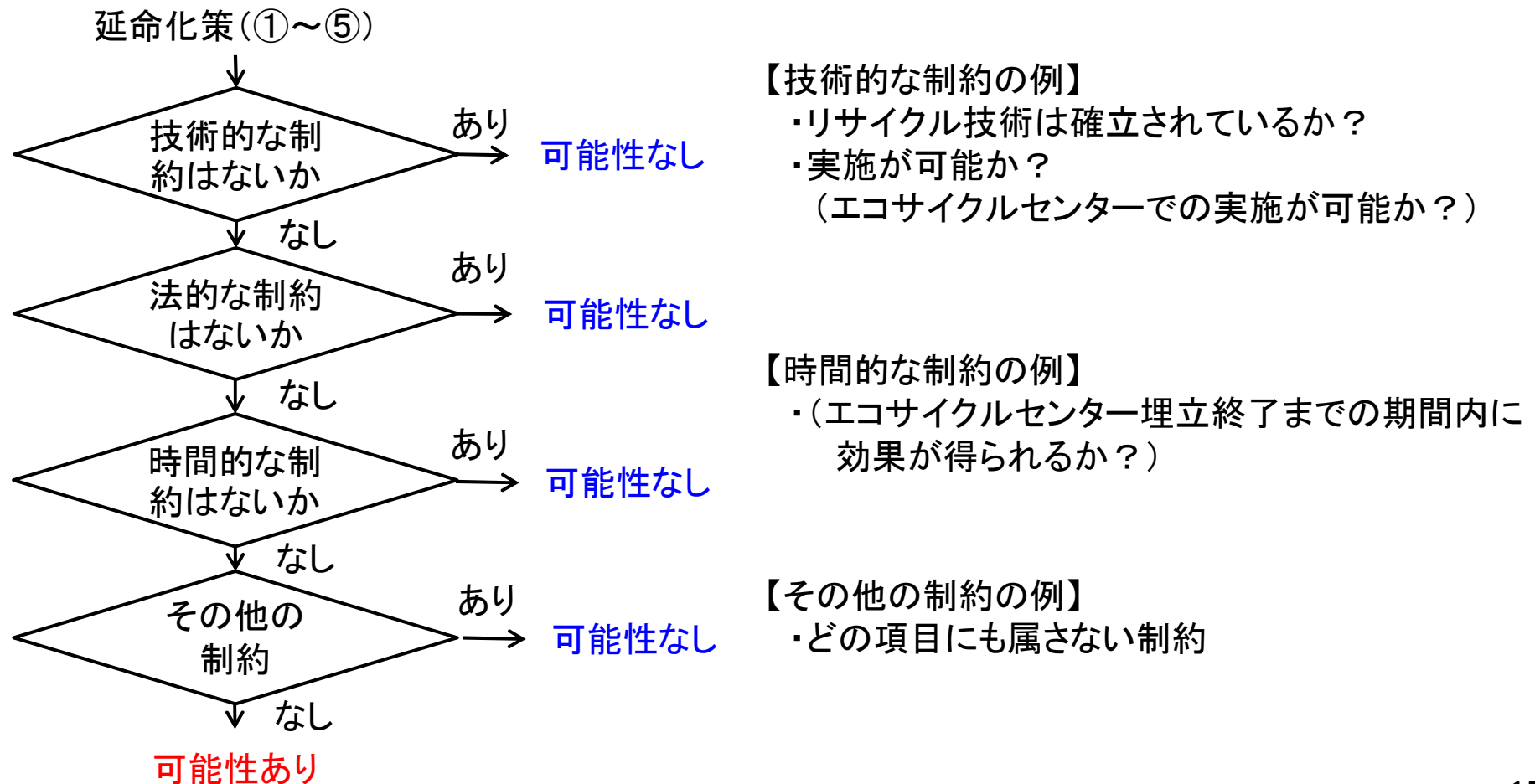
※受入制限、受入金額の値上げは県経済への影響が大きいことから、延命化策の検討から除く。

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 — 評価方法 —

延命化策は、想定される制約条件を設定し、実施の可能性を評価する。



# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【①産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進 — 鉱さい、燃え殻 —】

- ・受入基準を満たせば県内のセメント工場でリサイクルが可能である。
  - ⇒技術的な制約 : ○
  - ⇒法的な制約 : ○
- ・県内のセメント工場では、燃料系の廃棄物(タイヤ、木くず等)は、率先して受け入れをしているが、原料系の廃棄物(鉱さい、燃え殻等)は、処理能力に十分な余力はない。
  - ⇒時間的な制約 : × (現在、処理能力に余力がない)
- ・その他の制約は、セメント工場の対応に実施の可能性を委ねられるため、将来予測に反映させることは適当でない。
  - ⇒その他の制約 : ×

鉱さい、燃え殻のリサイクルは、現時点で実施困難と考えられる

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【①産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進 —廃石膏ボード—】

- ・県内のセメント工場では、硫黄成分が品質に影響すること等からリサイクルはできない。

⇒技術的な制約 : ×

⇒法的な制約 : ○

- ・県外のセメント工場では、リサイクルが可能であり、処理能力にも余力があるが、運搬費、中間処理施設での処理費、受け入れに伴う分析費が別途必要となる。

⇒技術的な制約 : ○

⇒法的な制約 : ○

⇒時間的な制約 : ○

⇒その他の制約 : × (コスト増)

廃石膏ボードのリサイクル(県外)のみ実施が可能だが、処理コストが高額のため実現は困難と考えられる

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア エコサイクルセンターの延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【①産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進 —保管施設として利用—】

- ・廃棄物を一時的に保管する際には、事業者ごと及び廃棄物の種類ごとに管理し、廃棄物を混合することは不可。さらに、定められた期間内に排出する必要がある。(いつまでも保管できない)
- ・エコサイクルセンターで行う場合は、新たな保管に関する許可が必要となるが、既に廃棄物が搬入されているため、この場所で他の廃棄物と区分して継続的に保管できないため、新たな許可を受けることは難しい。
  - ⇒技術的な制約 : ×
  - ⇒法的な制約 : ×



エコサイクルセンターを廃棄物の保管施設として利用することはできない

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【②埋立て済み廃棄物の圧縮 —工法の特徴—】

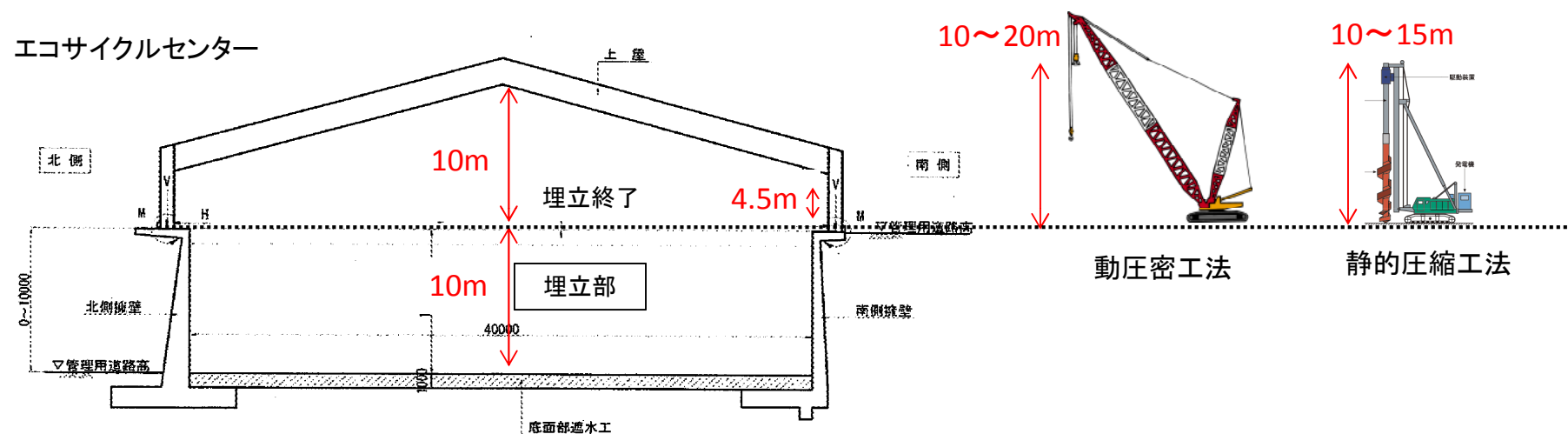
項目	動圧密工法	静的圧縮工法
<p>イメージ図</p>	 <p>出典)日本国土開発株式会社HP</p>	 <p>出典)株式会社安藤・ハザマHP</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンマーを10～20mの高さから落下させて、廃棄物を圧縮させる工法。</li> <li>最終処分場の表面近くは圧縮できるが、深部まで圧力が伝達しない場合がある。</li> <li>外力(圧力)がかかるため、遮水シートへの影響を検証する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パイルドライバ(杭打機:小さいものでも高さ約10～15m)にスクリューを設置し、廃棄物を圧縮させる工法。</li> <li>摩擦により発熱するため、廃棄物の質によっては発火の可能性がある。</li> <li>外力(圧力)がかかるため、遮水シートへの影響を検証する必要がある。</li> </ul>

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【②埋立て済み廃棄物の圧縮 —エコサイクルセンターでの実施可能性の評価—】



- ・動圧密工法、静的圧縮工法のどちらも重機の運転ができない。  
⇒技術的な制約 : ×  
⇒法的な制約 : ○

埋立て済み廃棄物の圧縮は、実施困難と考えられる



# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【③埋立て済み廃棄物の再処理 —エコサイクルセンターでの実施可能性の評価—】

- ・県外のセメント工場では、リサイクル可能である。  
⇒技術的な制約 : ○
- ・エコサイクルセンターでの埋立て済み廃棄物の再処理は、再委託する以外に方法がない
- ・事業者から廃棄物の処分を受託した者が、さらに他人に廃棄物の処理を再委託することは、廃棄物処理法で禁止されている。  
⇒法的な制約 : × (廃棄物処理法で禁止)

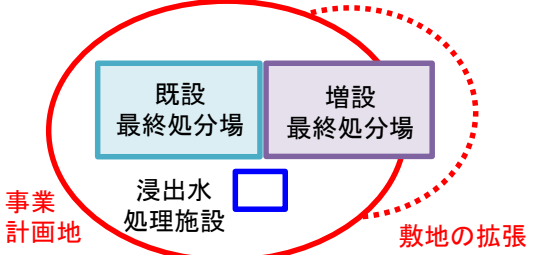
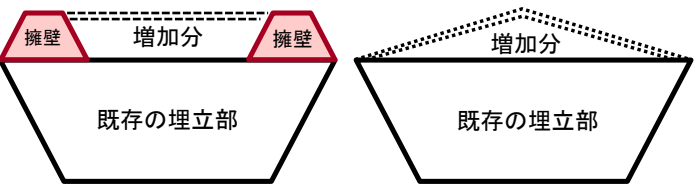
埋立て済み廃棄物の再処理は、実施困難と考えられる

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【④施設の拡張 —工法の特徴—】

項目	増設工法	嵩上げ工法
イメージ図		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たな敷地の確保が必要。</li> <li>• 浸出水処理施設等の改造が必要となり、新施設整備と同程度の費用が必要となる。</li> <li>• 新施設整備と同程度の手続きが必要となる。</li> <li>• 大きな埋立容量の確保が見込める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たな敷地の確保は不要。</li> <li>• 嵩上げ部分の増加加重による安定性の調査が必要となる。</li> <li>• 得られる埋立容量に限界がある。</li> <li>• 最終形状が平坦な土地とならない場合には跡地利用が難しい。</li> </ul>

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【④施設の拡張 —エコサイクルセンターでの実施可能性の評価—】

##### 《増設工法》

- ・施設を拡張する場合は、新施設を整備する場合と同程度の費用や整備期間が必要となる。
- ・埋立容量の増加に伴う許認可等の再調整が必要となる。
  - ⇒技術的な制約 :○
  - ⇒法的な制約 :○
  - ⇒時間的な制約 :×
- ・エコサイクルセンターの敷地では、拡張に必要な用地が確保できない。
  - ⇒その他の制約 :×(用地不足)



# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【④施設の拡張 —エコサイクルセンターでの実施可能性の評価—】

##### 《嵩上げ工法》

・埋立重量の増加による安定性が確保できない場合は不可能。

⇒技術的な制約 : △(安定性が確保できない場合は×)

⇒法的な制約 : ○

・擁壁等による嵩上げは工事が必要となり、コストと時間を要する。

⇒時間的な制約 : ×

・屋根があるため、高さの制約を受け廃棄物搬入車両や埋立重機による円滑な埋立作業が困難になる。

・跡地が平坦にならないため、跡地利用が困難になる。

⇒その他の制約 : ×(継続的な埋立作業が困難)

施設の拡張(増設工法、嵩上げ工法)は、実施困難と考えられる

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【⑤産業廃棄物税 —都道府県調査—】

##### 《調査概要》

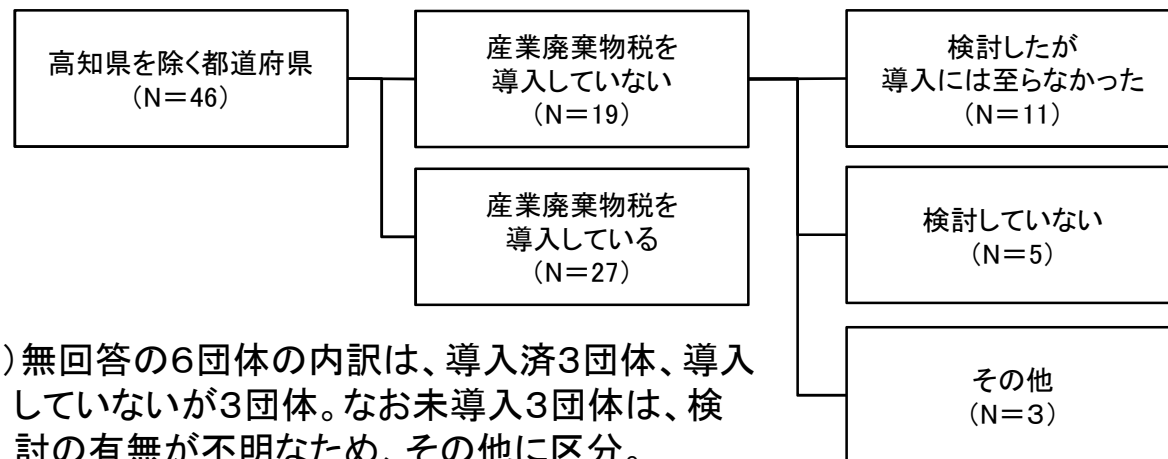
調査目的 : 産業廃棄物税の導入や検討の有無、課題等を把握する。

調査対象 : 46都道府県(高知県を除く)

回答数 : 40都道府県

(無回答の6団体については、インターネット等により可能な範囲で情報を補完)

##### 《税の導入や検討状況》



注)無回答の6団体の内訳は、導入済3団体、導入していないが3団体。なお未導入3団体は、検討の有無が不明なため、その他に区分。

調査結果の詳細は資料3を参照。

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【⑤産業廃棄物税 —都道府県調査結果による効果と課題—】

##### 《主な効果》

- ・産業廃棄物最終処分量の抑制、リサイクル推進
- ・循環型社会形成等の施策の財源確保

##### 《主な課題》

- ・導入時に産業廃棄物関係者、団体等の理解を得るために、説明、調整に時間を要した。
- ・排出事業者又は処分業者に、新たな負担を強いることになる。(県経済への影響)

注)調査結果の詳細は資料3を参照。

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性の検討—

#### 【⑤産業廃棄物税 —実施可能性の評価—】

- ・関係者への説明や使途事業、県経済への影響等について慎重かつ長期間の議論の上、新たな条例の制定が必要となる。
- ・高知県における税込額は、40百万円（税率(1,000円/トン)の場合）となり、税込額は全国的に見て少ない。(全国平均:253百万円)
- ・平成19年以降、全国的に新たな導入の動きはない。
- ・税を導入した場合の効果を把握することは困難。
  - ⇒技術的な制約 :－(技術的な制約では評価できない)
  - ⇒法的な制約 :△(新たな条例の制定が必要)
  - ⇒時間的な制約 :×(エコサイクルセンターの延命化策の場合)
  - ⇒その他の制約 :△(効果の検証)

エコサイクルセンターの延命化策として産業廃棄物税の実施は困難と考えられる ➤ 引き続き検討

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ア 管理型最終処分場の延命化策 —実施可能性のまとめ—

	① 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進					② 埋立て済みの廃棄物の圧縮		③ 埋立て済みの廃棄物の再処理	④ 施設の拡張		⑤ 産業廃棄物税
	鉱さい	燃え殻	廃石膏ボード		保管施設	動圧密工法	静的圧縮工法		増設工法	嵩上げ工法	
			県内	県外							
技術的な制約	○	○	×	○	×	×	×	○	○	△	—
法的な制約	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	△
時間的な制約	×	×	—	○	—	—	—	—	×	×	×
その他の制約	×	×	—	×	—	—	—	—	×	×	△
評価	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	引き続き検討

○: 制約がない、△: 一部制約を受ける、×: 制約がある

注) 時間的な制約は、エコサイクルセンターの延命化策としての評価

②、③、④は、エコサイクルセンターの延命化策

- ・廃石膏ボードのリサイクル(県外)の実現は難しいが、仮に実現できた場合の埋立終了時期を確認するため、最小ケースとして算定する。



# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### イ 将来予測結果

【単位:t/年】

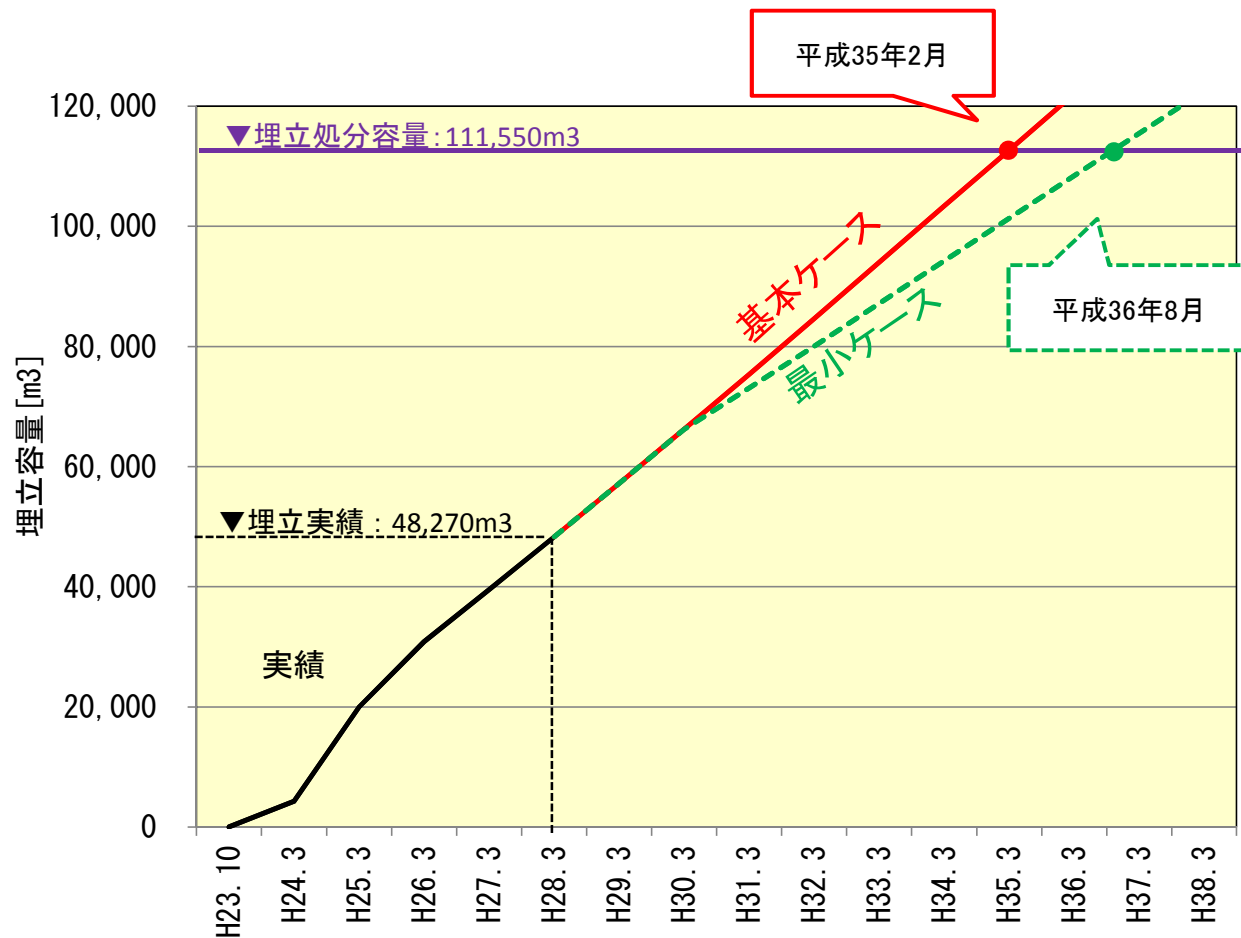
		実績値	将来予測値		
		平成27年度	平成32年度	平成37年度	平成42年度
基本 ケ ー ス	燃え殻	3,136	3,324	3,324	3,324
	ばいじん	418	493	493	493
	汚泥(無機性)	30	25	25	25
	鉱さい	4,801	5,329	5,329	5,377
	廃石綿等	44	52	55	58
	廃石膏ボード	3,112	3,174	3,143	3,143
	建設混合廃棄物	21	22	23	24
	小計	11,562	12,419	12,392	12,444
	燃え殻(一般)	651	615	577	549
	合計 (①)	12,213	13,034	12,969	12,993
縮減	廃石膏ボードの減少量 (②)	-	-3,174	-3,143	-3,143
最小ケース (①+②)		-	9,860	9,826	9,850
減少率 (最小ケース/基本ケース)		-	24.4%減少	24.2%減少	24.2%減少

※廃石膏ボードのリサイクルは、平成29～30年度に詳細調査、関係者協議、仕組みづくりを行い、平成31年度から実現と仮定。

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (5) 将来予測(最小ケース)

### ウ 最小ケースでの埋立終了時期の見通し



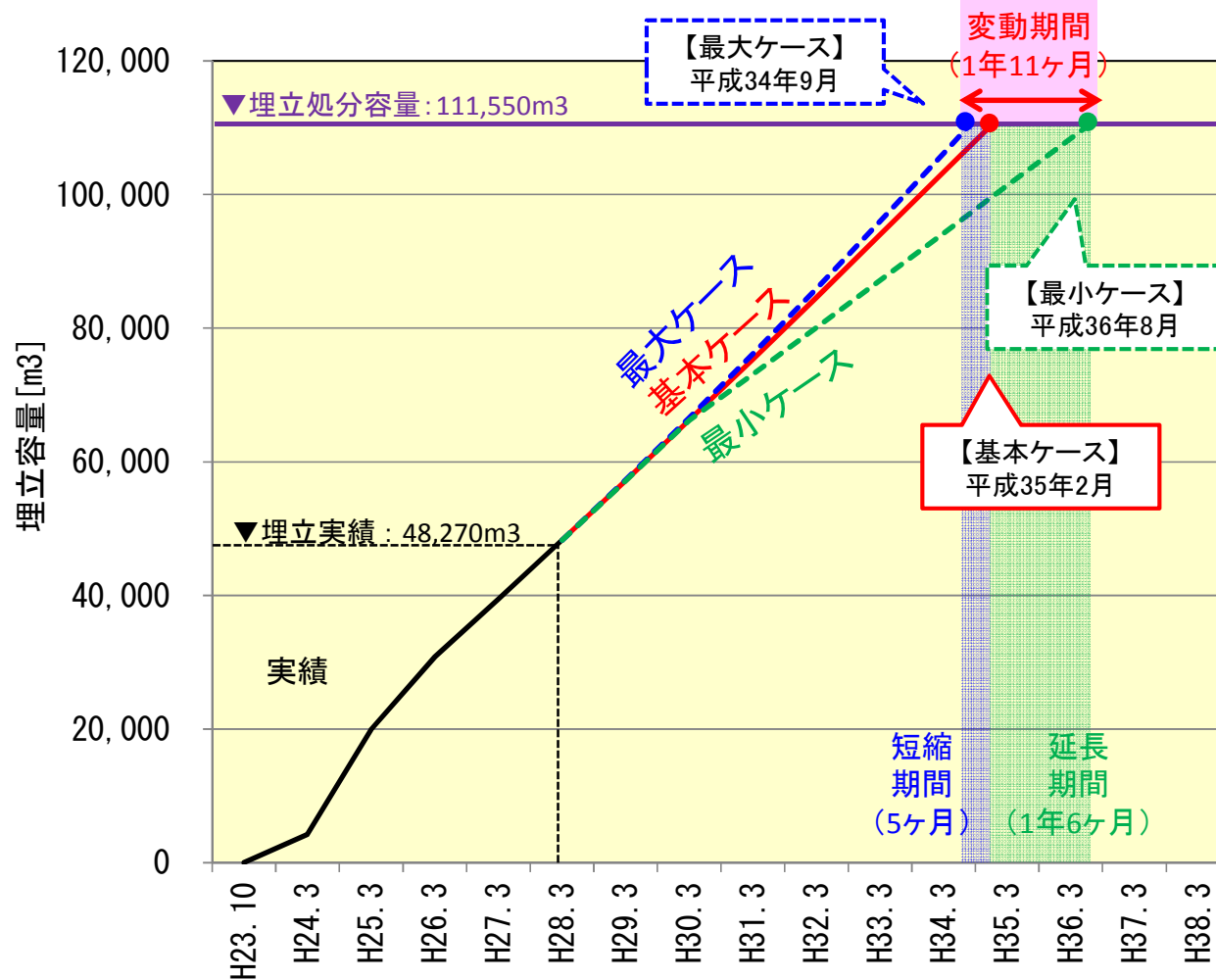
【単位:m3】

	実績値	基本 ケース	最小 ケース
H23.10	0.0		
H24.3	4,269		
H25.3	15,717		
H26.3	10,845		
H27.3	8,640		
H28.3	8,799		
H29.3		8,905	8,905
H30.3		9,024	9,024
H31.3		9,142	6,878
H32.3		9,261	6,988
H33.3		9,377	7,094
H34.3		9,368	7,088
H35.3		9,358	7,083
H36.3			7,078
H37.3			7,073

重量(t)を容量(m3)に換算

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (6) エコサイクルセンターの埋立終了時期の見通し



【単位:m3】

	実績値	基本 ケース	最大 ケース	最小 ケース
H23.10	0.0			
H24.3	4,269			
H25.3	15,717			
H26.3	10,845			
H27.3	8,640			
H28.3	8,799			
H29.3		8,905	9,031	8,905
H30.3		9,024	9,275	9,024
H31.3		9,142	9,542	6,878
H32.3		9,261	9,786	6,988
H33.3		9,377	10,049	7,094
H34.3		9,368	10,201	7,088
H35.3		9,358	10,353	7,083
H36.3				7,078
H37.3				7,073

重量(t)を容量(m3)に換算

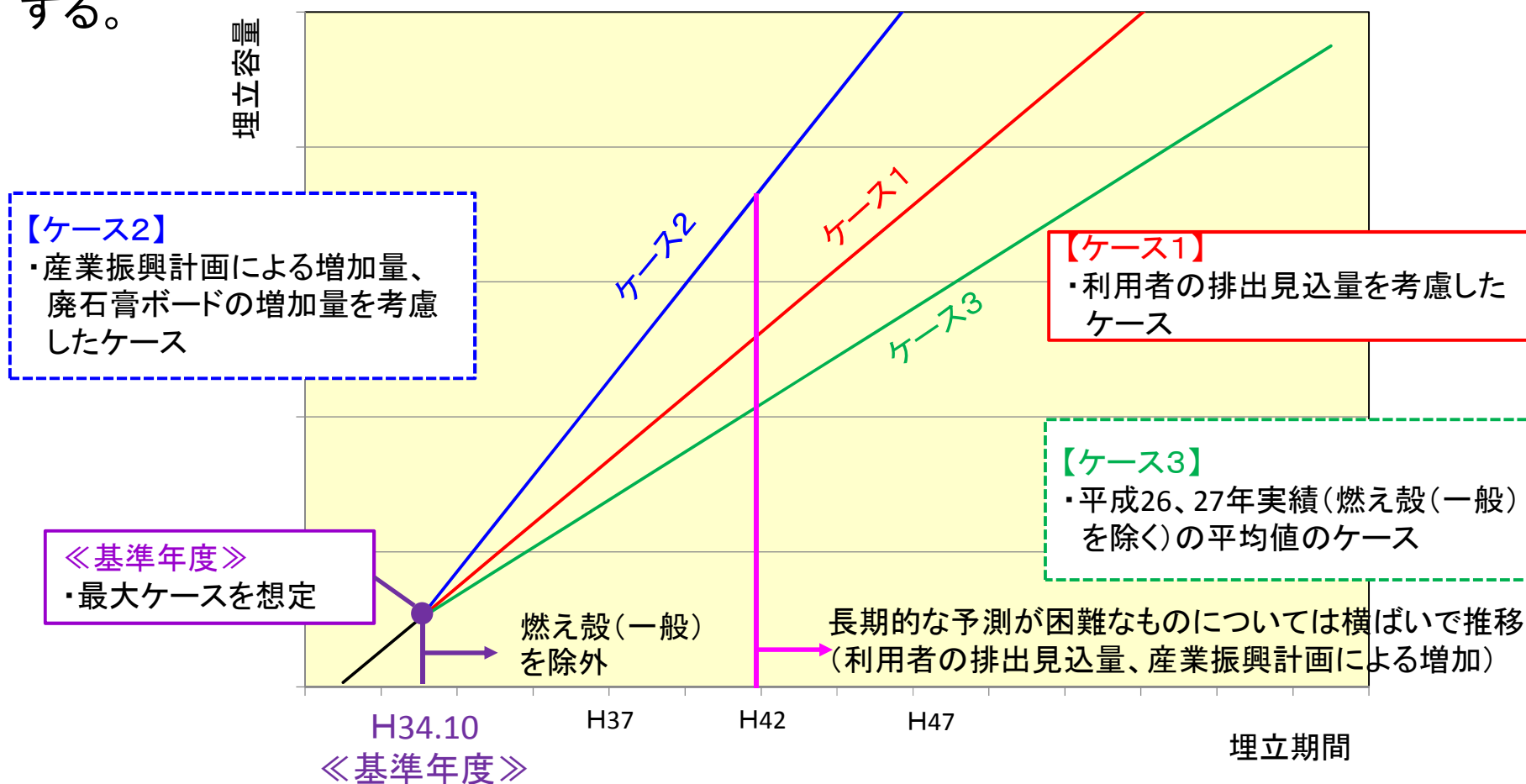
**【埋立終了時期】 平成34年9月～平成36年8月**

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (7) 長期将来予測(エコサイクルセンター埋立終了後)

### ア 長期将来予測の考え方

長期将来予測は、最大ケースでの埋立終了時期後(平成34年10月)から実施する。



【参考】イメージ図

# 1 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

## (7) 長期将来予測(エコサイクルセンター埋立終了後)

### イ 長期将来予測結果

【単位:t/年】

		基準年度	長期将来予測値		
		平成34年度	平成37年度	平成42年度	平成47年度
ケース1	燃え殻	1,662	3,324	3,324	3,324
	ばいじん	247	493	493	493
	汚泥(無機性)	13	25	25	25
	鉱さい	2,665	5,329	5,377	5,377
	廃石綿等	27	55	58	58
	廃石膏ボード	1,581	3,143	3,143	3,143
	建設混合廃棄物	11	23	24	24
	<b>合計 (①)</b>	<b>6,205</b>	<b>12,392</b>	<b>12,444</b>	<b>12,444</b>
ケース2	産業振興計画の影響量 (②)	0	0	345	345
	廃石膏ボードの増加量 (③)	691	2,054	3,143	4,170
	<b>合計 (①+②+③)</b>	<b>6,896</b>	<b>14,446</b>	<b>15,932</b>	<b>16,959</b>
ケース3(H26、27年度実績値の平均)		<b>5,843</b>	<b>11,686</b>	<b>11,686</b>	<b>11,686</b>

※平成34年度については、平成34年9月でエコサイクルセンターが埋立完了すると見込まれることを踏まえ、平成34年10月～平成35年3月までの将来予測値を記載。

※ケース3については、H26、H27年度の受入実績値から燃え殻(一般)を除外した値の平均値として算出。

$$11,686 = (11,809[H26] + 11,562[H27]) / 2$$

※端数処理の関係から合計が一致しない場合がある。

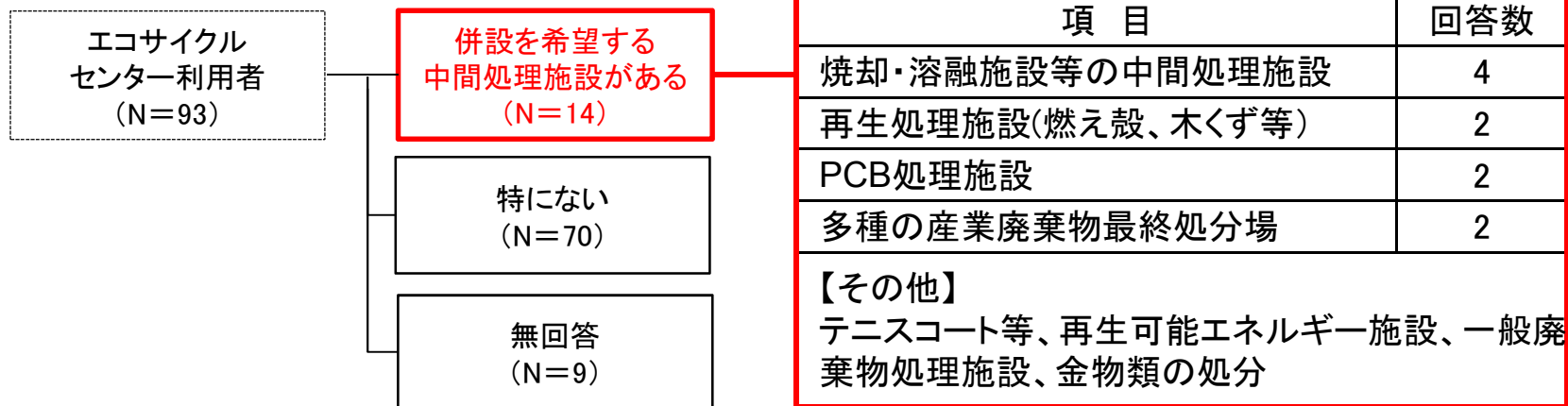
計算過程については、資料2(p8)を参照。

## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (1) 中間処理施設の併設の検討

最終処分量の減量化を目的にした中間処理施設の併設について検討する。

#### ア 利用者アンケート調査



#### イ 産業廃棄物関係団体及びセメント工場へのヒアリング調査

##### 【公共関与の中間処理施設の必要性】

- ・高知県内に不足している中間処理施設は特にない。
- ・民間事業者の経営を圧迫するような公共関与の中間処理施設は不要。

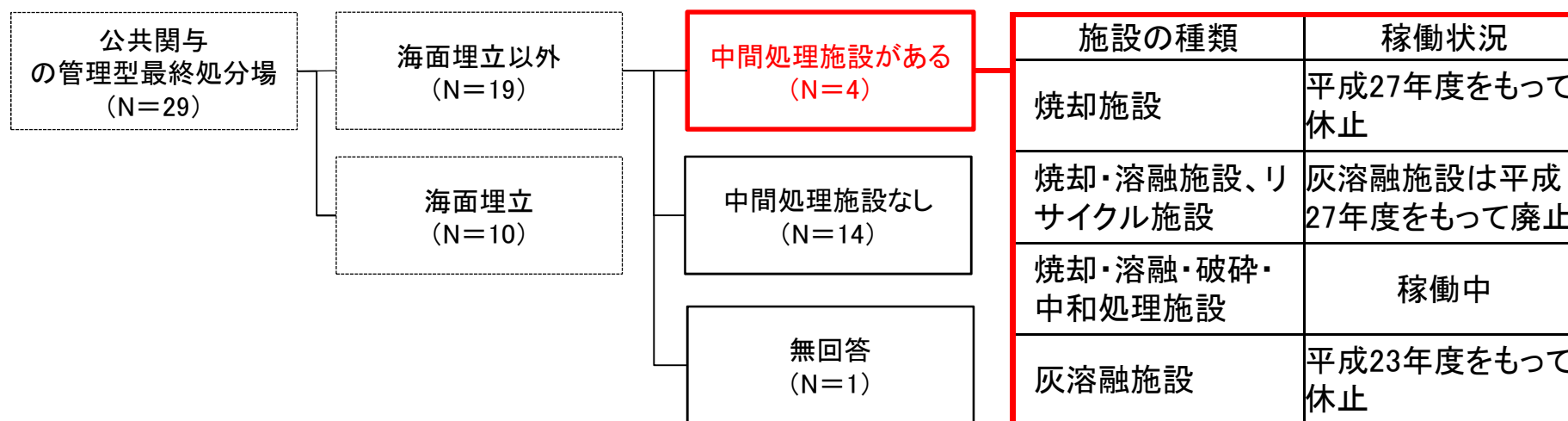
##### 【セメント工場と連携した中間処理施設の可能性】

- ・他県で事例があるセメント工場の出資による中間処理施設整備は、高知県においては、採算性の問題から難しい。

## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (1) 中間処理施設の併設の検討

#### ウ 都道府県の事例



#### 【中間処理施設を整備した理由】

- ・県内に大規模な中間処理施設が不足していた。

#### 【中間処理施設を休止又は廃止している理由】

- ・灰溶融の際には、膨大な電気や重油等のエネルギーが必要（維持管理費が高額）となり、運営することが困難になった。
- ・灰溶融施設で爆発事故が発生した。

## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (1) 中間処理施設の併設の検討

#### エ 中間処理施設の併設パターン

項目	【パターン①】 焼却施設	【パターン②】 焼却施設＋灰溶融施設
概略 処理フロー		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県内に10施設が整備されている。(焼却・焼成施設)</li> <li>公共関与施設が、新たな品目を受け入れることにより、民間事業者の経営を圧迫することが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県内に10施設が整備されている。(焼却・焼成施設)</li> <li>公共関与施設が、新たな品目を受け入れることにより、民間事業者の経営を圧迫することが懸念される。</li> <li>膨大な電気や重油などのエネルギーが必要となる。</li> </ul>



## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (1) 中間処理施設の併設の検討

#### エ 中間処理施設の併設パターン

項目	【パターン③】 再生利用施設	【パターン④】 灰溶融施設
概略 処理フロー		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県内に133施設が整備されている。(破碎施設)</li> <li>公共関与施設が、新たな品目を受け入れることにより、民間事業者の経営を圧迫することが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>灰溶融施設を設けることで、最終処分量を削減させることが可能である。</li> <li>膨大な電気や重油などのエネルギーが必要となる。</li> </ul>

## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (1) 中間処理施設の併設の検討

#### エ 中間処理施設の併設パターン

項目	【パターン⑤】 前処理施設
概略 処理フロー	
特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>• 兵庫県で実績あり。</li><li>• 前処理施設を設けることで、最終処分量を削減することが可能である。</li><li>• 民間事業者との連携が前提となり、事業の継続が民間事業者の意向に左右される。</li></ul>

## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (1) 中間処理施設の併設の検討

#### オ まとめ

項目	必要性	安定性	継続性
【パターン①】焼却施設	×	○	-
【パターン②】焼却施設＋灰溶融施設	×	△	×
【パターン③】再生利用施設	×	○	△
【パターン④】灰溶融施設	○	△	×
【パターン⑤】前処理施設	○	○	△

必要性：民間事業者の経営に影響を与えないもの。

安定性：施設稼働の安定性が確保できるもの。（灰溶融施設は事故事例があり△とした）

継続性：膨大な電気や重油などのエネルギーが必要なく、長期的な資源化物の受け入れ先が確保できるもの。

- ・パターン⑤の継続性については、事業の継続が民間事業者の意向に左右されるため、確実な実現が見込めない。

中間処理施設は併設しない

## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (2) 災害廃棄物発生量の反映の要否の検討

#### ア 災害廃棄物の位置づけ

- ・災害廃棄物は、一般廃棄物に分類され、市町村が処理を行うことが前提となる。

#### イ 都道府県の事例

- ・災害廃棄物の発生量を考慮しているのは、2県。

##### 【災害廃棄物を考慮した理由(N=2)】

- ・大地震の発生が懸念されており、大規模災害時の災害廃棄物処理が重要な課題となったことから、緊急時の災害廃棄物の受け皿としての機能を持たせた。
- ・既存処分場で災害廃棄物を受け入れており、今後も大規模災害の発生に備えるため同量の災害廃棄物量を考慮した。

##### 【災害廃棄物を考慮していない理由(確認できた2県の回答を記載。)】

- ・管理型産業廃棄物最終処分場は、産業活動を支えることを目的としており、災害廃棄物処理を目的として整備したものでないため。
- ・埋立容量は、予測可能な地域内の廃棄物を対象として算出した。

## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (2) 災害廃棄物発生量の反映の要否の検討

#### ウ まとめ

- ・全国では、災害廃棄物の受け入れを考慮した公共関与の管理型最終処分場の事例は2県。
  - ・災害発生時期を想定することが困難であり、災害廃棄物発生量も災害の規模により大きく異なる。  
(本県では、処分が困難な災害廃棄物が最大で約780万m<sup>3</sup>発生すると見込まれている。)
- ⇒当初計画から最大規模の災害廃棄物発生量を考慮した場合、大規模な施設にする必要がある。
- ⇒全国で災害廃棄物を受け入れを考慮した最終処分場は、大規模な施設である。  
(埋立容量:約93万m<sup>3</sup>、130万m<sup>3</sup>)

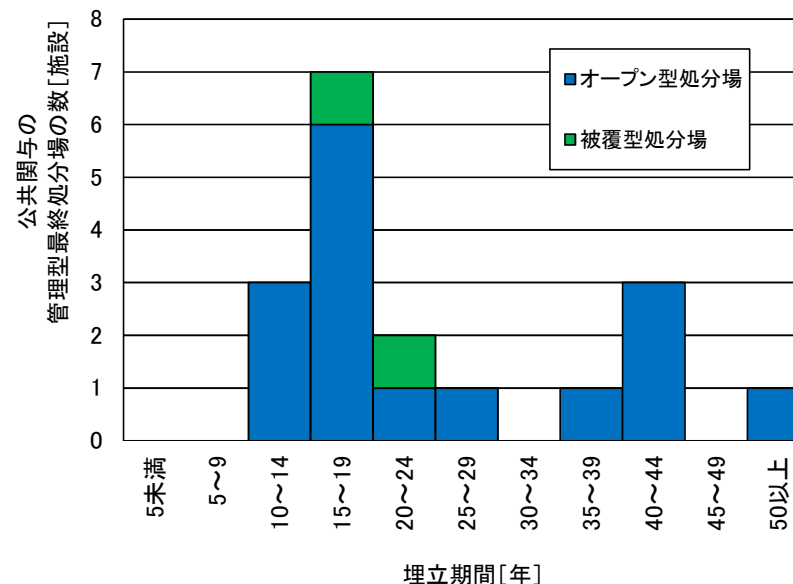
災害廃棄物発生量は、施設規模に考慮しない

## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (3) 施設規模の考え方

#### ア 埋立期間 — 都道府県の事例 —

- ・埋立期間は、15年～20年（平均：23年）で整備される事例が多い。被覆型処分場は、15年、20年で整備されている。
- ・エコサイクルセンターは、埋立期間20年間で計画された。



#### イ 耐用年数

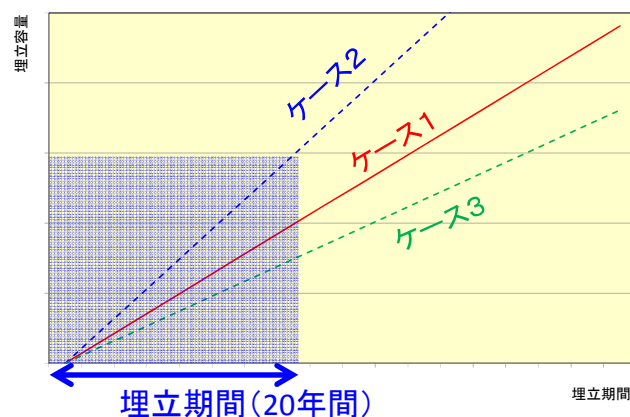
- ・建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具等の資産には、耐用年数が定められている。
  - ⇒建物（鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造）：21～50年
  - ⇒機械（その他の設備（金属））：17年
- ※耐用年数は、資産の構造や用途によって異なるため、廃棄物処理施設に該当する項目を抽出して設定。
- 出典)減価償却資産の耐用年数等に関する省令(平成28年3月31日財務省令第27号)

## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (3) 施設規模の考え方

#### ウ 施設規模の設定

- ・埋立期間は、エコサイクルセンターの計画期間、耐用年数、他県事例を参考に**20年間**とする。
- ・埋立容量は、エコサイクルセンターの埋立てが早まったことを考慮し、増加を考慮した**ケース2**での**最終処分量を確保**できる容量を最大とする。



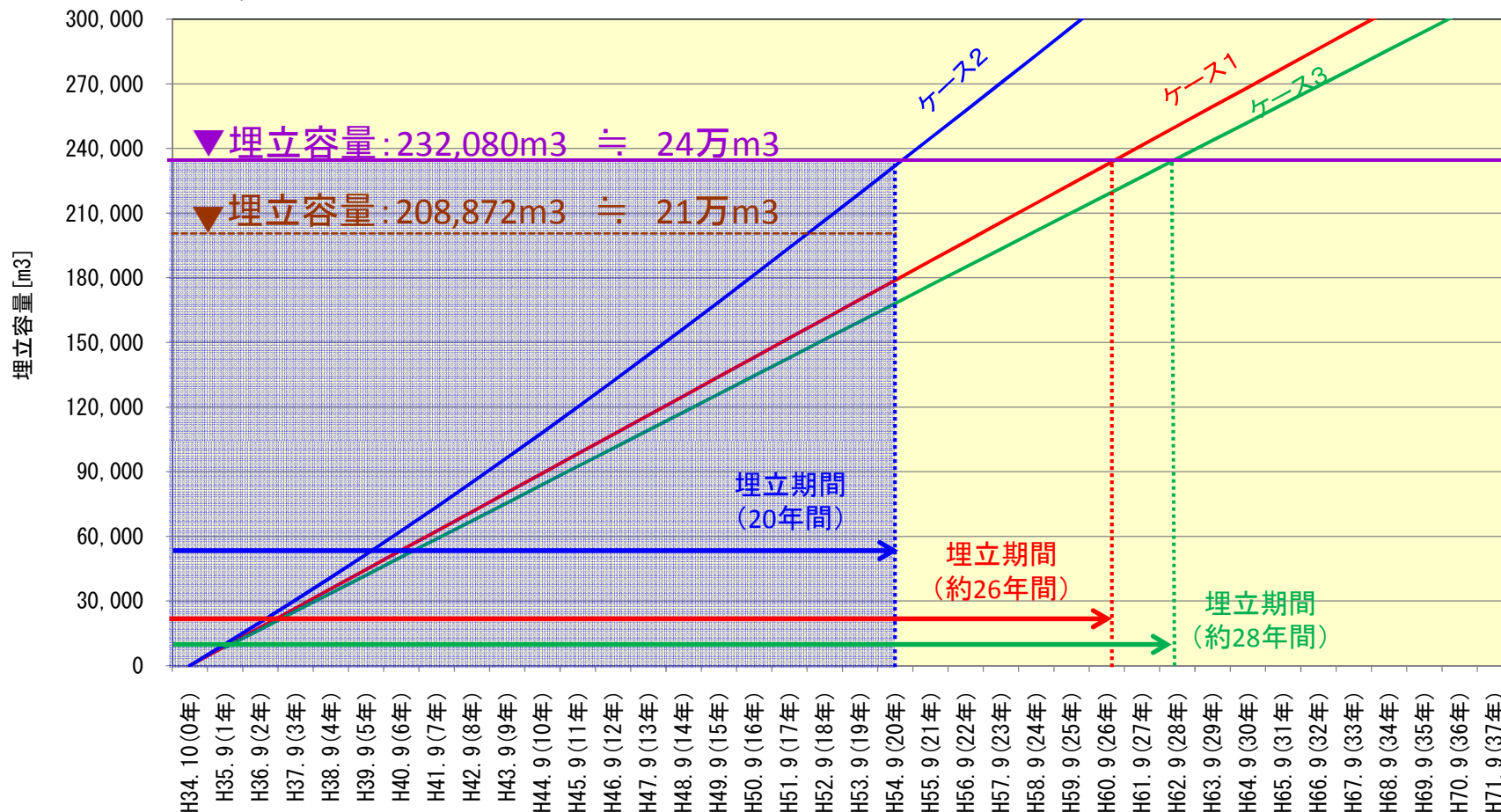
【参考】イメージ図

【単位:m3】

年数	年	ケース1	ケース2	ケース3
	H34.10~	4,464	4,961	4,204
1年	H35	8,924	10,078	8,407
2年	H36	8,920	10,236	8,407
3年	H37	8,915	10,393	8,407
4年	H38	8,923	10,563	8,407
5年	H39	8,931	10,788	8,407
6年	H40	8,939	11,012	8,407
7年	H41	8,947	11,236	8,407
8年	H42	8,953	11,462	8,407
9年	H43	8,953	11,619	8,407
10年	H44	8,953	11,776	8,407
11年	H45	8,953	11,910	8,407
12年	H46	8,953	12,066	8,407
13年	H47	8,953	12,201	8,407
14年	H48	8,953	12,335	8,407
15年	H49	8,953	12,470	8,407
16年	H50	8,953	12,581	8,407
17年	H51	8,953	12,626	8,407
18年	H52	8,953	12,671	8,407
19年	H53	8,953	12,716	8,407
20年	H54.9	4,477	6,380	4,204
合計		178,876	232,080	168,141

## 2 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

### (4) 施設規模の設定



- ・将来的なりサイクルの推進を考慮し、最大量(24万m³)を10%減じた値を変動幅とする。  
( $232,080\text{m}^3 \times 90\% = 208,872\text{m}^3$ )

**埋立容量: 約21~24万m³、埋立期間: 20年間**



### 3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成

#### (1) 処理水の放流方法の検討

##### ア 放流方法の特徴

項目	特徴
<p>無放流</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 浸出水を処理した後に埋立地内への散水に活用したり、隣接する焼却施設等に吹付け蒸発させる方法。</li> <li>• 無放流を採用する場合は、塩類の蓄積による配管等の腐食や安定化の阻害を防止するため、脱塩を行う事例が多い。そのため、脱塩後の濃縮塩の処分を行う必要がある。</li> </ul>
<p>下水道放流</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 浸出水を下水道排除基準まで処理した後に下水道に放流する方法。</li> <li>• 下水道整備区域に処分場が立地することや下水道の処理能力に余力があることが前提となる。</li> <li>• 下水道処理料金が別途必要となる。</li> </ul>
<p>公共用水域(河川、海域)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 浸出水を排水基準値以下まで処理した後に河川や海域に放流する方法。</li> <li>• 周辺住民との合意形成や利水補償等に長期間の調整が必要となる。</li> <li>• 放流先の利水状況(水道水源になっていない)によっては公共用水域への放流が難しい。</li> </ul>

### 3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成

#### (1) 処理水の放流方法の検討

##### イ 都道府県の事例

項目	施設数	放流方法を決定した理由等
無放流	4施設(4施設) ※エコサイクルセンター含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>放流先河川へのリスクを回避し、周辺環境への影響を極力低減できる処分場を目指したため。</li> <li>公共用水域、下水道放流も検討したが、住民からの意見を最優先とし無放流を採用した。</li> </ul>
下水道放流	5施設(1施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用水域への負荷の低減、安全性への信頼を獲得するため。</li> <li>安全性への信頼を獲得するため。</li> <li>脱塩処理等に係るコスト負担がかなり大きくなることから下水道放流とした。(被覆型処分場)</li> </ul>
公共用水域 (河川、海域)	6施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>現処分場は既設処分場に隣接して設置しており放流先も同一とした。</li> <li>放流先河川が水道水源になっていないこと、周辺に下水道施設はないこと、立地環境及び施設規模から無放流は難しいこと。</li> <li>下水道整備がなされていないため。</li> <li>下水道処理施設能力が処分場の処理排水を受け入れる能力がないこと、コストにおいても接続工事費も高額となること等の理由から採用していない。</li> </ul>

※放流方法を採用した理由は回答があった14都道府県＋高知県の回答を記載。

( )内は被覆型処分場。被覆型処分場は、稼働中2施設、計画中2施設、高知県の計5施設。

### 3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成

#### (1) 処理水の放流方法の検討

##### ウ まとめ

- ・公共用水域への放流は、**利水補償等から長期間の調整が必要**となる場合がある。
- ・エコサイクルセンターでは、無放流を採用している。
- ・無放流は、**公共用水域への負荷が発生しない**。


無放流又は下水道放流が適当と考えられる

※下水道放流については、候補地選定結果(下水道整備区域)に左右されることから、候補地選定時に採用の可否を判断する。

### 3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成

#### (2) オープン型処分場と被覆型処分場の検討

##### ア 施設の特徴

項目	オープン型処分場	被覆型処分場
外観	 <p>出典)一般財団法人三重県環境保全事業団HP</p>	 <p>出典)公益財団法人鹿児島県環境整備公社HP</p>
主要施設	貯留構造物、地下水集排水施設、遮水工、雨水集排水施設、浸出水集排水施設、浸出水処理施設	貯留構造物、地下水集排水施設、遮水工、雨水集排水施設、浸出水集排水施設、浸出水処理施設、 <b>被覆施設</b>
浸出水処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>被覆型と比較し、<b>大規模な処理施設</b>が必要となる。特に高知県は、降雨量が全国平均の約2倍と多いため、施設規模がさらに大きくなる。</li> <li>浸出水量が多いことから、焼却施設等が近接しない場合は、散水用として無放流を採用することは難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープン型と比較し、<b>小規模な処理施設</b>となる</li> <li>浸出水量が制御できるため、散水用として無放流を採用することが容易になる。</li> </ul>

### 3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成

#### (2) オープン型処分場と被覆型処分場の比較

##### ア 施設の特徴

項目	オープン型処分場	被覆型処分場
経済性	<ul style="list-style-type: none"><li>被覆型と比較し、浸出水処理施設の建設費、維持管理費が高額になる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>オープン型と比較し、被覆施設の建設費が別途必要になる。</li></ul>
埋立作業	<ul style="list-style-type: none"><li>天候に左右されるため、大雨の場合には埋立作業が滞る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>天候に左右されず、埋立作業が可能となる。</li><li>作業環境を確保するため、換気施設や照明が別途必要となる。</li></ul>
埋立管理	<ul style="list-style-type: none"><li>廃棄物の飛散に留意が必要となる。</li><li>即日覆土が必要となる。</li><li>鳥獣対策が必要となる。</li><li>大雨時には浸出水処理に留意する必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>廃棄物の飛散がない。</li><li>鳥獣対策が必要ない。</li><li>散水を行う必要がある。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>地形の制約を受けるが大規模な施設が整備できる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>オープン型処分場と比較し、施設規模が制約される。</li></ul>

### 3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成

#### (2) オープン型処分場と被覆型処分場の検討

##### イ 概算施設規模(ケース2)の試算

###### 【前提条件】

- ・埋立容量: 240,000m<sup>3</sup>、埋立期間: 20年間

###### 【オープン型処分場(浸出水処理施設)】

###### 《設計条件》

- ・埋立面積: 27,600m<sup>2</sup> (240,000m<sup>3</sup> × 1.15 (覆土量: 15%) ÷ 埋立深さ10m)
- ・降水量: 高知地方気象台(過去20年間の降水量)  
(月間最大降水量: 1,561mm/月(2014年)、年間最大降水量: 4,383mm/年(1998年))

###### 《概算施設規模》

- ・概算処理能力: 300m<sup>3</sup>/日、概算調整池(槽)容量: 38,000m<sup>3</sup>

(88m × 88m × 5m)

※浸出水処理施設の規模は、施設の立地場所によって異なる。

###### 【被覆型処分場(被覆施設及び浸出水処理施設)】

###### 《概算施設規模》

- ・被覆施設: 24,000m<sup>2</sup> (240,000m<sup>3</sup> ÷ 埋立深さ10m)
- ・概算処理能力: 30m<sup>3</sup>/日、概算調整池(槽)容量: 300m<sup>3</sup>

※エコサイクルセンターの施設規模(12,000m<sup>2</sup>)から、エコサイクルセンターの処理能力の2倍とする。

### 3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成

#### (2) オープン型処分場と被覆型処分場の検討

#### ウ 概算コスト(試算)の比較

・単純比較できる浸出水関連施設、被覆施設、維持管理費のみ

工種	規格	単位	概算単価(円)	オープン型処分場		被覆型処分場		
				施設規模等	概算費用(百万円)	施設規模等	概算費用(百万円)	
建設費	浸出水処理施設	脱塩なし	m <sup>3</sup> /日	-	300	2,600	-	-
		脱塩あり	m <sup>3</sup> /日	-	-	-	30	900
	浸出水調整槽		m <sup>3</sup>	20,000	38,000	800	300	6
	被覆施設		m <sup>2</sup>	150,000	-	-	24,000	3,600
	小計					3,400		4,506
維持管理費	浸出水処理施設	脱塩なし	m <sup>3</sup> /20年	12,000,000	300	3,600	-	-
		脱塩あり	m <sup>3</sup> /20年	28,000,000	-	-	30	840
	浸出水処理施設 (埋立終了後)	脱塩なし	m <sup>3</sup> /2年	1,200,000	300	360	-	-
		脱塩あり	m <sup>3</sup> /5年	7,000,000	-	-	30	210
	被覆施設撤去費		m <sup>2</sup>	10,000	-	-	24,000	240
小計					3,960		1,290	
合計						7,360		5,796

注1) 浸出水処理施設の建設費は、「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」により計算。

施設建設費＝類似施設の建設費×(施設規模/類似施設の施設規模)<sup>0.6</sup>

【類似施設の内容(メーカー実績値)】脱塩なし:1,920,000千円(180m<sup>3</sup>)、脱塩あり:2,600,000千円(180m<sup>3</sup>)

注2) 維持管理費(メーカー実績値)には、電力費、薬品費、水道費、維持補修費、塩処理費を含む。

注3) 概算コストは、オープン型処分場と被覆型処分場で異なる施設(被覆施設と浸出水処理施設)のみを比較。

注4) 埋立終了後は、20年間の概算単価を基に計算。

注5) 埋立終了後の維持管理期間は、オープン型は2年(維持管理費用算定ガイドライン)、被覆型は5年(エコサイクルセンターの見込年数)で比較。

注6) 被覆施設撤去費は、エコサイクルセンターの見込み金額を基にした。

概算コストの比較の結果、被覆型処分場が経済的な施設といえる。

### 3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成

#### (2) オープン型処分場と被覆型処分場の検討

##### エ まとめ

- ・降水量の多い本県において、オープン型処分場を整備した場合は、大規模な浸出水処理施設が必要になる。
  - ⇒敷地面積が多く必要➤用地費、補償費が増となる  
(約7,800m<sup>2</sup>(88m×88m)の浸出水調整槽が必要となる)
  - ⇒概算コストの比較では、被覆型処分場が経済的な施設である。
  - ⇒H26年の年間降水量が多い上位5都道府県は、被覆型処分場(3団体)、オープン型(1団体)、公共関与施設なし(1団体)。  
(被覆型3団体は高知県を含む)
- ・被覆型処分場とした場合には、処理水を散水用として利用が可能となる。
- ・被覆型処分場とした場合には、廃棄物の飛散、悪臭の発散、鳥獣対策が不要であり、環境に配慮した施設となる。

被覆型処分場が適当と考えられる



## 4 候補地選定手法

### (1) 候補地選定方式の検討

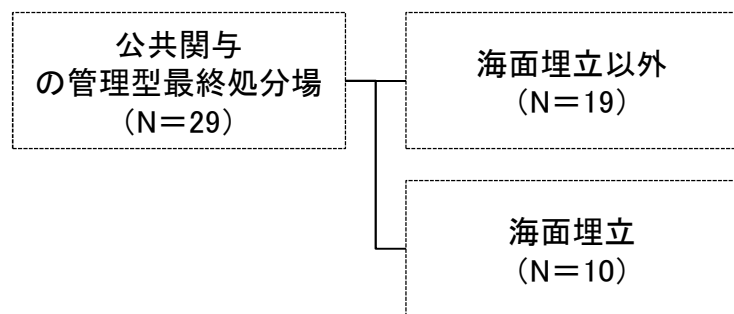
#### ア 候補地選定方式の特徴

番号	選定作業		最終決定	特徴
	調査/資料作成	選定		
①	県	県	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定に必要な調査等は、膨大な情報処理や専門的な技術力が必要となり、直営のみで行う場合には調査・資料作成に時間がかかる。</li> </ul>
②	コンサルタント	県	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定に必要な調査等に、コンサルタントの経験や専門的な技術力が活用でき、短期間の作業が可能となる</li> <li>・コンサルタントへの外注費が必要となる。</li> </ul>
③	県	委員会	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な分野の専門家による幅広い視点から選定を行うことができる。</li> <li>・選定に必要な調査等は、膨大な情報処理や専門的な技術力が必要となり、直営のみで行う場合には調査・資料作成に時間がかかる</li> </ul>
④	コンサルタント	委員会	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定に必要な調査等に、コンサルタントの経験や専門的な技術力が活用でき、短期間の作業が可能となる。</li> <li>・様々な分野の専門家による幅広い視点から選定を行うことができる。</li> <li>・コンサルタントへの外注費が必要となる。</li> </ul>

# 4 候補地選定手法

## (1) 候補地選定方式の検討

### イ 他都道府県の事例



【候補地の選定方式】

番号	選定作業		最終決定	都道府県数
	調査/資料作成	選定		
①	県	県	県	3
②	コンサルタント	県	県	1
③	県	委員会	県	1
④	コンサルタント	委員会	県	3
詳細不明	-	-	-	5
その他	-	-	-	5

【その他】

- ・町からの設置要請に基づき適地性を判断して決定。
- ・既設処分場の隣接地を活用。
- ・株式等による出資等のみの関与であり、基本的に民間主導で決定。
- ・民間事業者で検討を進めていた最終処分場計画地を活用。
- ・民間事業者が採石場跡地に安定型最終処分場を計画した場所を活用。

無回答  
(N=1)

## 4 候補地選定手法

### (1) 候補地選定方式の検討

#### ウ まとめ

- ・選定に必要な調査や資料作成は、膨大な情報処理や地形等の条件を専門的に判断する知識、技術力が必要となる。
  - ⇒ **コンサルタントの活用**により、短期間で専門的な知識、技術力を活用した確実な作業が可能。
  
- ・候補地選定は、選定過程の透明性や客観性を確保することが重要である。
  - ⇒ **委員会方式を採用**することで幅広い視点からの候補地の選定が可能。

## 5 報告書骨子(案)

はじめに

第1章 高知県における産業廃棄物処理の現状

第2章 管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測

第3章 高知県の管理型産業廃棄物最終処分の方角性

第4章 高知県の管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模

第5章 高知県の管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成

第6章 候補地選定手法

※資料4を参照